

浜松市土木設計業務等照査要領

(目 的)

第1 本照査要領は、次の目的を達成するために、定めるものとする。

(1) 成果品の品質向上

社会資本整備を推進する上で、設計業務委託の成果は、もっとも基礎的で重要な要素であり、その精粗が事業の完成に重大な影響を与えることになる。本要領を活用し、設計の主要事項について系統的な照査を行うことで、正確性を確保し、成果品の品質向上を図ることができる。

(2) 照査すべき事項の統一化による照査の効率化

工種ごとに照査項目を統一することで、受注者が実施する照査の効率化を図ることができる。

(用語の定義)

第2 本照査要領に使用する用語を次のとおり定める。

- (1) 「照査」：設計業務の各段階において、受注者が置いた照査技術者が仕様書、貸与資料、参考文献等による設計条件及び設計基準と照合し、成果品が技術的に適正かつ正確に作成されているかを審査すること。
- (2) 「確認」：発注者が置いた監督員が、設計業務の各段階において受注者が置いた照査技術者から照査結果の報告を受け、「照査」が適正に履行されているかを確認すること。

(照査の対象業務)

第3 照査の対象は、浜松市発注（「浜松市建設工事関連業務委託契約約款」を適用した業務）の土木設計等の業務のうち、設計作業費（経費を含まない直接人件費の合計金額から打合せ費を減じた額）が100万円以上のものとする。

なお、設計作業費が100万円未満であっても、必要と判断されるものについては、照査を実施できるものとする。

- 2 照査を実施する業務は、契約図書に「照査特記仕様書」（別紙「作成例」参照）を添付する。

(照査技術者の配備及び資格)

第4 照査は、「浜松市建設工事関連業務委託契約約款」第11条及び「浜松市土木工事関連業務委託共通仕様書」第1103条（農林事業の場合は、浜松市農林土木業務委託共通仕様書『設計業務等共通仕様書』第1編 第1章 第8条）に定める照査技術者が実施するものとする。照査技術者の資格は、同第1103条 第3項（農林事業の場合は、同第8条 第2項）によるものとする。

2 照査技術者の取扱いは次による。

- (1) 複数契約における管理技術者の重複については、特に定めない。
- (2) 複数契約における照査技術者の重複についても、特に定めない。
- (3) 同一契約における管理技術者と照査技術者を兼ねることはできない。

(照査の費用)

第5 照査に必要な費用は、標準歩掛の費用に含まれるため、計上しない。

(照査の方法)

第6 照査及び確認は、建設省大臣官房技術調査室監修「詳細設計照査要領（発注者用）；社団法人 中部建設協会発行）」（以下、「照査要領」という。）により実施するものとする。

照査要領は、あくまでも標準的なものであるので、当該業務の実情に応じて照査内容をよく検討して使用する。

また、対象工種がないものについては、「照査要領」を参考に別途照査の方法（様式）を定めるものとする。

(1) 照査要領の構成

- 1) 詳細設計照査フローチャート（発注者、受注者双方が利用）
- 2) 発注前確認項目一覧表（発注者が作成；特記仕様書に置き換える）
- 3) 照査項目一覧表（受注者が作成し発注者に提出）
 - ①基本条件の照査項目一覧表（照査①）
 - ②細部条件の照査項目一覧表（照査②、ただし仮設構造物は省略）
 - ③成果品の照査項目一覧表（照査③）
- 4) 設計調書（受注者が作成し発注者に提出）

(2) 受注者の照査要領

受注者は、建設省大臣官房技術調査室監修「詳細設計照査要領（受注者用）；社団法人 中部建設協会 発行）」により実施するものとする。

照査要領は、あくまでも標準的なものであるので、当該業務の実情に応じて照査内容をよく検討して使用する。

また、対象工種がないものについては、「照査要領」を参考に別途照査の方法（様式）を定めるものとする。

(発注前確認項目及び記入方法)

第7 発注者の担当監督員は、照査要領に記載の「発注前確認項目」の内容を確認して、受注者に明示すべき事項、打合せ等で指示すべき事項を「照査特記仕様書」に明示する。

(照査の各段階)

第8 受注者の照査技術者は、照査を原則として設計業務における次の各段階で実施するが、具体的には照査のフローチャートによるものとする。

- ① 設計の基本条件を設定した段階 (照査①)
- ② 設計の細部条件を決定した段階 (照査②、ただし仮設構造物は省略)
- ③ 成果品(原稿)を仕上げた段階 (照査③)

ただし、設計内容が簡易なものについては、発注者の担当監督員と協議の上、

①、②を同時に行うことができる。

(業務計画書)

第9 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、発注者の監督員に提出しなければならない。(「浜松市土木工事関連業務委託共通仕様書」第1104条。農林事業の場合は、浜松市農林土木業務委託共通仕様書『設計業務等共通仕様書』第1編第1章第12条第1項。)

(1) 受注者の照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し照査に関する事項を定めなければならない。(同第1103条第4項。農林事業の場合は、同第8条第3項。)

(2) 受注者の照査技術者は、管理技術者の作成した業務計画書(照査計画書を含む)の記載内容について照査を行い、発注者と業務計画書について1回目の条件等打合せを行う。

(照査項目一覧表の記載方法及び提出)

第10 照査に使用する照査項目一覧表の記入者及び記入要領は、次のとおりとする。

(1) 基本条件、細部条件、成果品の記入方法

ア 管理技術者は、業務内容から判断して該当対象項目を抽出し、「該当対象欄」に「○印」を記入する。

イ 照査技術者は、これを照査し、照査が済んだ項目の「照査欄」に「○印」を記入する。

ウ 管理技術者は、「各条件の照査項目一覧表」の表紙に業務名、発注者名、受注者名、照査の日付を記入し、照査技術者及び管理技術者の「確認印」を押す。

エ 管理技術者は、確認を受けたものについて、発注者に提出し、照査状況の報告(フローチャート報告①～③)を行う。

オ 管理技術者は、提示資料欄に記載された資料、各種検討書等を別添資料として添付する。

(2) 照査報告書の提出

受注者の管理技術者は、各報告段階に照査項目一覧表を発注者の監督員に1部提出する。

(記入上の注意事項)

第11 各報告段階において、照査項目が未定であったり、一度で確認ができない場合や条件決定が順不同となる場合は、確認が済んだ事項に「○印と日付」を記入し、未確認事項を明確にする。

2 「項目」、「主な内容」について、複数の確認事項がある場合（例えば、関係協議機関が複数ある場合）、又は抽象的で発注者と受注者の確認の度合いが不明確と思われる場合は、備考欄又は別紙を利用して確認項目がわかるように記入する。

3 業務内容、規模、重要度等により、照査内容項目を追加する必要がある場合等は、各様式の最後に添付した「追加項目記入表」を利用する。

また、予備設計や修正設計に本要領を活用する場合は、必要な照査内容項目を抽出して照査する。

4 設計調書等A4判サイズを標準とし、必要に応じてA3判サイズとする。

(確認の方法)

第12 発注者における照査の確認は、次により行う。

(1) 照査の確認は、受注者からの報告があった各段階において実施する。

(2) 照査結果の確認には、「照査項目一覧表」のほか「成果品（原稿を含む）」「打合せ記録簿」及び「その他参考資料」等を使用する。

(3) 「発注条件の打合せ」は原則として主任監督員及び担当監督員が行うものとする。

(4) 「基本条件の打合せ」「成果品の確認」は原則として総括監督員、主任監督員、担当監督員及び企画担当者が行うものとする。

ただし、簡易な場合は企画担当者を省略できる。

(5) 「細部条件の打合せ」は原則として主任監督員、担当監督員及び企画担当者が行うものとする。

(6) 「成果品の検査」は原則として検査員及び担当監督員が行う。

(7) 各照査段階において必要がある場合、予算担当課を入れる。

(8) 監督員は、「照査項目一覧表」の該当項目について適正に照査を行っているか確認し、適正であれば確認欄に赤色の「レ」を記入する。適正と認められない場合は、修正等の項目を備考欄に記入する。

なお、未確認項目、修正項目が完了した時はその都度赤色の「レ」を記入する。

(9) 監督員は、確認の後「照査表」を複写し、受注者にその写しを渡す。

(照査報告書の提出)

第 13 受注者の照査技術者は、業務完了時に照査結果を「照査報告書」として取りまとめ、記名・押印のうえ管理技術者に提出する。管理技術者は、「照査報告書」を成果品に含めて発注者に提出するものとする。

(協議・記録簿の作成)

第 14 打合せ協議記録簿は、受注者が打合せ協議終了後、速やかに作成し、発注者・受注者相互で確認し、押印のうえ双方で保管することを原則とする。

また、協議記録簿等は、成果品の報告書に整理して収録する。

(その他の注意事項)

第 15 各照査段階における照査の確認は、原則として設計打合せと同時に行うものとし、照査の確認のみを目的とした打合せは行わない。

2 本要領で参考としている「照査要領」の詳細設計照査フローチャートは、基本条件の各検討項目すべてが整った段階で次の「細部条件の決定」に進むことを前提としている。

しかし、実際には各検討項目間において進捗に差が生じることが想定されるので、どの段階で照査の確認を行うのか、発注者と受注者は十分協議する必要がある。

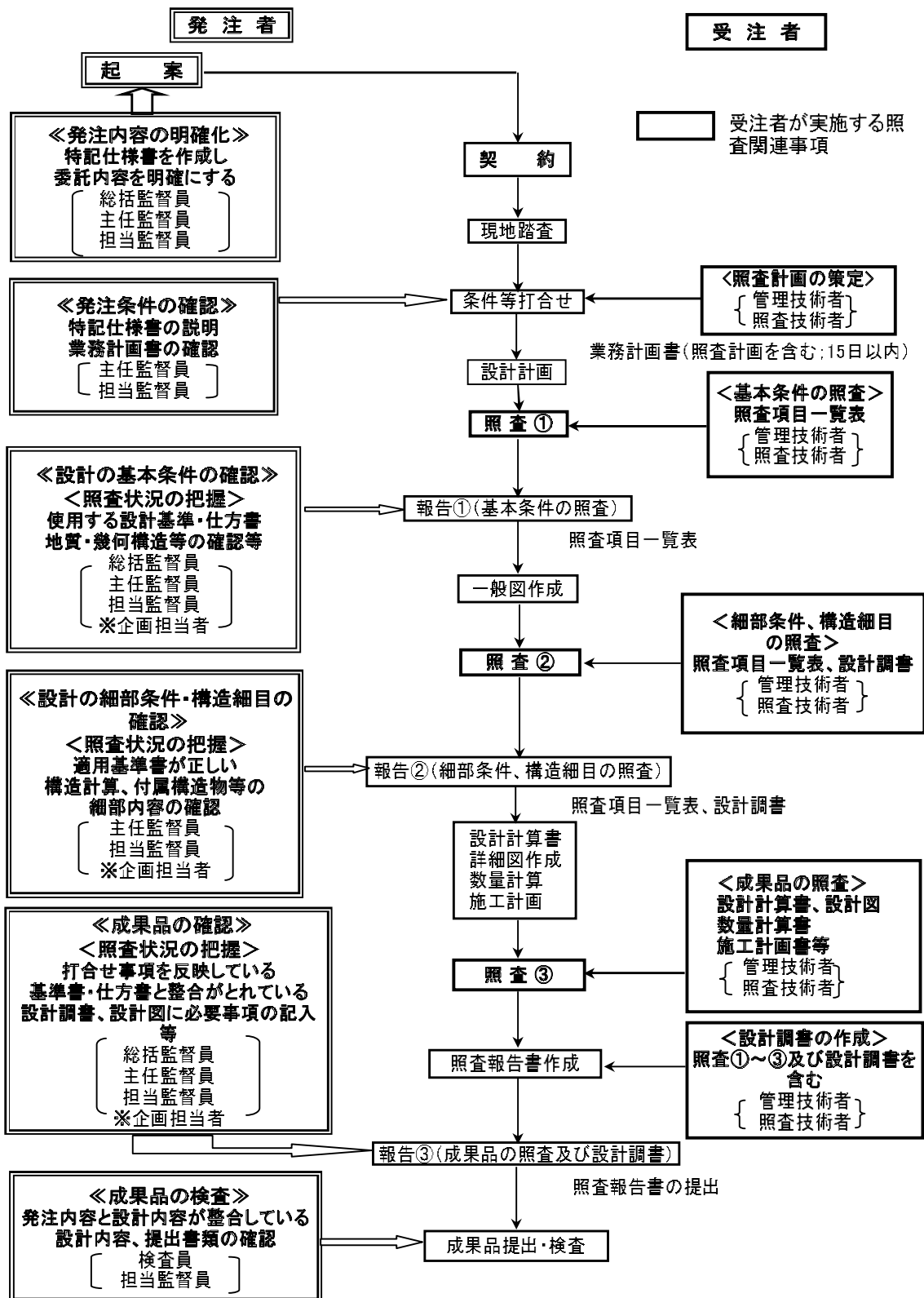
この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 5 月 10 日から施行する。

詳細設計照査フローチャート



注記

- ※印の企画担当者は、簡易な内容の場合には省略できる。
- 照査時に必要と判断された場合には、予算担当課を入れる。
- 設計内容が簡易なものについては、①②を同時に行うことができる。
- 工程に関わる照査・報告①②③の時期は、業務計画書提出時の打合せにより設定する。

照査特記仕様書（「一般土木設計」の作成例）

第 1 章 総則

第 1 条 適用範囲

- (1) この特記仕様書は、浜松市土木工事関連業務委託共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）第 1103 条でいう特記仕様書で、平成〇〇年度〇〇〇〇（工事名を記入）〇〇〇〇工事に伴う設計業務委託（以下、「本業務」という。）に適用する。
- (2) 本業務は、〇〇〇〇（設計の内容を記入）〇〇〇〇の詳細設計を行うものであり、本特記仕様書は共通仕様書を補完するものである。

第 2 条 設計範囲

設計範囲は、別途図面に示すとおりとする。

第 3 条 照査技術者の配置及び資格

- (1) 本業務の実施にあたっては、浜松市建設工事関連業務委託契約約款第 11 条及び「共通仕様書」第 1103 条 第 3 項に規定する照査技術者を配置しなければならない。

※ なお、条文中における「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、学校教育法による大学を卒業したものにあっては10年以上の、高等学校を卒業したものにあっては14年以上の、本業務に関する実務経験を有する者とする。

※入札参加資格の中で「照査技術者」の資格を別途定める場合は、この点線内は必要に応じて削除すること。

- (2) 当該業務の中で、照査技術者は管理技術者を兼務することはできない。

第 2 章 業務内容

第 4 条 業務の目的

本業務は、〇〇〇（目的を記入）〇〇〇の詳細設計を実施するものである。

第 5 条 対象工種

本業務の対象工種は、建設省大臣官房技術調査室監修「詳細設計照査要領（受注者用）；社団法人 中部建設協会 発行）」に示す「〇〇〇〇」とする。（対象工種がない場合は、「△△△△の準用」とする）

- 第 6 条 業務内容及び設計条件（記入内容は「詳細設計照査要領（受注者用）社団法人中部建設協会発行」に記載された発注前確認項目一覧表と整合を取る）

以下、「道路詳細設計」の事例を示す。

- (1) 本業務は、「共通仕様書」第 4408 条道路詳細設計に基づき道路詳細設計を No.〇〇～No.〇〇の区間について実施する。
- (2) 本道路詳細の設計条件は下記のとおりとする。なお、下記以外の条件については、監督員が指示するものとする。
 - 1) 構造規格
道路規格、基本幅員、設計速度、交通量等
 - 2) プレキャスト L 型擁壁設計 ○箇所
高さ、延長、基礎形式等、
なお、設計にあたっては、建設省制定「土木構造物標準図集」によるものとする。
 - 3) 仮設構造物設計
L 型擁壁設置個所において仮設構造物を検討する。
 - 4) 護岸標準詳細設計
延長、計画河川幅、計画流量等
 - 5) 仮橋設計
なお上記について、設計上支障が生じた場合は、別途監督員と協議するものとする。
- (3) 新技術、新工法の活用を 2～3 案提案するものとし、採用にあたっては監督員と打合せをし、決定後設計するものとする。(該当がある場合のみ)

第 7 条 使用図書

本業務に使用する図書は「共通仕様書」第 1201 条に基づき諸基準一覧表（参考）に示すものの他次のとおりとする。

- 1) 土木構造物設計ガイドライン 土木構造物設計マニュアル（案）
- 2) ○○○○

第 8 条 照査

本業務における基本事項の照査は、「浜松市土木設計業務等照査要領」に基づき実施するものとする。また、同要領に基づき作成した資料は、「共通仕様書」第 1103 条 第 7 項に規定する照査報告に含めて提出するものとする。

第 9 条 打ち合わせ

打ち合わせは「詳細設計照査フローチャート」に基づき、下記の段階において行うものとする。

- 1) 業務着手時（条件等打ちあわせ）
- 2) 報告①（基本条件の照査）
- 3) 報告②（細部条件、構造細目の照査）

- 4) 報告③（成果品の照査及び設計調書）
- 5) 業務完了（報告書提出）
- 6) その他監督員が必要と認めた場合

第3章 その他

第10条 疑義

業務途中において、疑義が生じた場合には速やかに発注者の監督員と協議し方針を決定するものとする。

照査特記仕様書（「農林土木設計」の作成例）

第1章 総則

第1条 適用範囲

- (1) この特記仕様書は、浜松市農林土木業務委託共通仕様書『設計業務等共通仕様書』（以下、「共通仕様書」という。）第1編 第1章 第8条でいう特記仕様書で、平成〇〇年度〇〇〇〇（工事名を記入）〇〇〇〇工事に伴う設計業務委託（以下、「本業務」という。）に適用する。
- (2) 本業務は、〇〇〇〇（設計の内容を記入）〇〇〇〇の詳細設計を行うものであり、本特記仕様書は共通仕様書を補完するものである。

第2条 設計範囲

設計範囲は、別途図面に示すとおりとする。

第3条 照査技術者の配置及び資格

- (1) 本業務の実施にあたっては、浜松市建設工事関連業務委託契約約款第11条及び「共通仕様書」第1編 第1章 第8条 第2項に規定する照査技術者を配置しなければならない。

※ なお、条文中における「別紙①～⑥に該当する技術者」に、下記の技術者を加えるものとする。

学校教育法による大学を卒業したものにあっては10年以上の、高等学校を卒業したものにあっては14年以上の、本業務に関する実務経験を有する者とする。

※入札参加資格の中で「照査技術者」の資格を別途定める場合は、この点線内は必要に応じて削除すること。

- (2) 当該業務の中で、照査技術者は管理技術者を兼務することはできない。

第2章 業務内容

第4条 業務の目的

本業務は、〇〇〇（目的を記入）〇〇〇の詳細設計を実施するものである。

第5条 対象工種

本業務の対象工種は、「設計業務照査の手引書（案）：農林水産省 発行」の各工種とする。（対象工種がない場合は、「△△△△の準用」とする）

第6条 業務内容及び設計条件（記入内容は「設計業務照査の手引書（案）：農林水産省発行」の『手引書の使用に当たって』と整合を取る）

第7条 使用図書

本業務に使用する図書は、「共通仕様書」第2編 第1章 第1条及び第2章 第1条に基づき最新の技術基準及び参考図書並びに次に示すものとする。

1) ○○○○ガイドライン ○○○○設計マニュアル（案）

2) ○○○○

第8条 照査

本業務における基本事項の照査は、「浜松市土木設計業務等照査要領」に基づき実施するものとする。また、同要領に基づき作成した資料は、「共通仕様書」第1編 第1章 第8条 第5項に規定する照査報告に含めて提出するものとする。

第9条 打ち合わせ

打ち合わせは、「共通仕様書」第1編 第1章 第11条及び「設計業務照査の手引書（案）：農林水産省発行」の『照査のフローチャート』に基づき行うものとする。

第3章 その他

第10条 疑義

業務途中において、疑義が生じた場合には速やかに発注者の監督員と協議し、方針を決定するものとする。